

(別紙)

「医療機関における診療録の開示に係る実態調査」の結果について

【調査概要】

調 査 期 間：平成 29 年 9 月 25 日～平成 29 年 10 月 16 日

調 査 方 法：都道府県を通じて調査票を配布

対象医療機関：全国の特定機能病院及び大学病院（87 病院）

調 査 事 項：次の項目について調査を実施。

- ①診療録の開示に要する費用
- ②診療録の開示の際の医師の立ち会いの有無
- ③遺族に対する診療録の開示手続 等

【調査結果概要】

(開示に要する費用)

- ・ 開示に要する費用については、「999 円以下」が 67%、「2,000 円～2,999 円」が 2%、「3,000 円～3,999 円」が 15%、「5,000 円以上」が 16%であった。
※白黒 1 枚を請求した場合の費用を集計。

(開示方法)

- ・ 開示方法については、「閲覧又は写しの交付としている」が 82%であった。

(医師の立ち会い)

- ・ 医師の立ち会いの有無については、「必須」が 5%、「求めがあれば」応じていた医療機関が 57%であった。

(遺族に対する診療情報の提供)

- ・ 遺族に対する診療情報の提供については、ほぼ全ての医療機関が、申立人が診療記録の開示を求め得る者であることを証明するために、戸籍謄本・身分証明書（運転免許証）等の提出を求めている。また、戸籍謄本に記載されている者や法定相続人の全員の同意を求めている医療機関もあった。

(開示決定者)

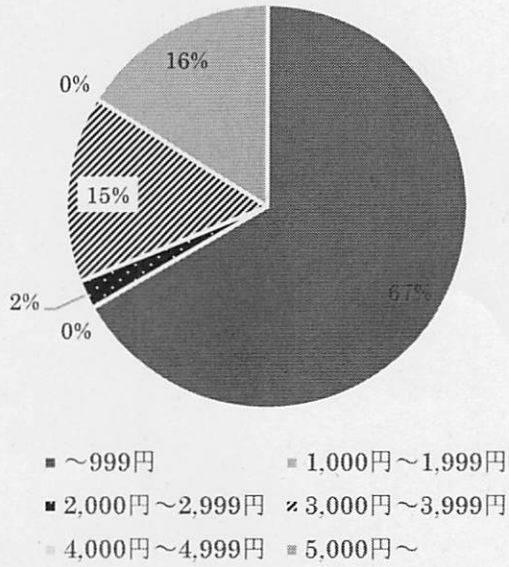
- ・ 開示決定者については、ほぼ全ての医療機関が、医療機関の管理者を開示決定者としていた。主治医や診療科長を開示決定権者とする医療機関でも、「部分開示」又は「非表示」になる場合には、病院長が含まれる診療情報開示委員会等に諮問するとされていた。

(開示所要日数)

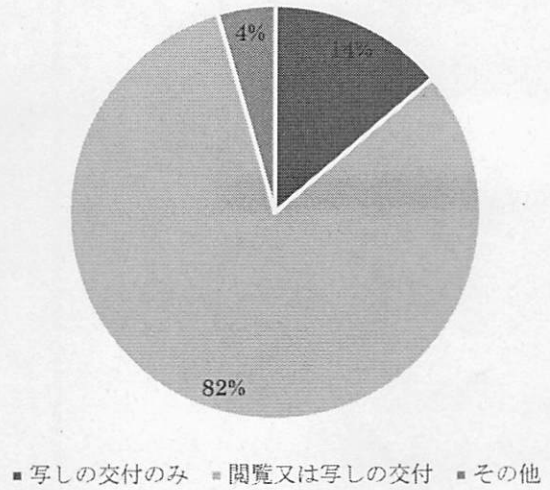
- ・ 開示所要日数については、2 週間程度が 38%、3 週間程度が 37%、4 週間程度が 25%であった。

【参考】

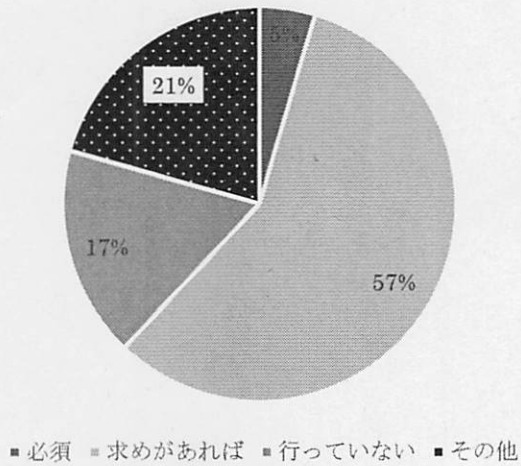
開示に要する費用



開示方法



医師の立ち会いの有無



所要日数

